



発行 東京都

## 告示示(水)

○徴収事務の委託.....七

○定期検針業務の委託.....七

○収納事務の委託.....七

○下水道技術実習センターに係る貸付料の徴収委託.....八

## 告示(下水)

○支出事務の委託.....八

○支道局の委託.....八

## 告示

## 目次

35

## 告示

○東京都告示第四百八十一号  
東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第十九条に規定する港湾施設の使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日  
東京都知事 小池百合子  
一 委託した相手方  
(一) 名称 東京港埠頭・テレポートセンターゲループ  
(二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内  
二 委託期間  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで  
三 委託施設  
竹芝客船ターミナル施設の駐車場(定期使用に係る部分を除く。)及び待合所施設

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで  
三 委託施設

(一) 有明客船ターミナル施設の駐車場(定期使用に係る部分を除く。)及び待合所施設

(二) 船舶給水施設(島しょ港湾に設置する施設を除き、現金納付による徴収に限る。)

## 告示

## 目次

○東京都告示第四百八十号  
東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第十九条に規定する港湾施設の使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項及び同法による改正前の地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

- 警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の手数料の徴収委託.....(警視庁).....三
- 道路交通法第一百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託(四件).....(同).....四
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十四条第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習の手数料の徴収委託.....(同).....五
- 放置違反金の収納委託.....(同).....六
- 危険物取扱者免状の交付等及び消防設備士免状の交付等に係る手数料の徴収委託.....(東京消防庁).....六
- 東京都立多摩図書館施設及び附帯設備使用料徴収事務委託.....七

## 告示(教)

## 告示

## 目次

○東京都告示第四百八十一号  
東京都知事 小池百合子  
一 委託した相手方  
(一) 名称 東京港埠頭・テレポートセンターゲループ  
(二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内  
二 委託期間  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで  
三 委託施設  
竹芝客船ターミナル施設の駐車場(定期使用に係る部分を除く。)及び待合所施設

## 告示

## 目次

○東京都告示第四百八十号  
東京都知事 小池百合子  
一 委託した相手方  
(一) 名称 東京港埠頭・テレポートセンターゲループ  
(二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内  
二 委託期間  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで  
三 委託施設  
竹芝客船ターミナル施設の駐車場(定期使用に係る部分を除く。)及び待合所施設

## 告示

## 目次

○東京都告示第四百八十号  
東京都知事 小池百合子  
一 委託した相手方  
(一) 名称 東京港埠頭・テレポートセンターゲループ  
(二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内  
二 委託期間  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで  
三 委託施設  
竹芝客船ターミナル施設の駐車場(定期使用に係る部分を除く。)及び待合所施設

## ● 東京都告示第四百八十二号

東京都入港料条例（昭和五十一年東京都条例第八十六号）第二条に規定する入港料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の定めるところにより、次とのとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 横浜港埠頭株式会社  
 (二) 所在地 神奈川県横浜市中区山下町二番地

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託の内容

コンテナ船舶に係る入港料の徴収事務

## ● 東京都告示第四百八十三号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第百七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年

東京都規則第二百四十二条）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の定めるところにより、次とのとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 東京港野鳥公園グループ  
 (二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

より、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 東京港野鳥公園グループ  
 (二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設 東京都立東京港野鳥公園

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第百七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二条）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の定めるところにより、次とのとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 アメニス海上南部地区グループ  
 (二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設 東京都立大井ふ頭中央海浜公園、東京都立城南島海浜公園、東京都立品川北ふ頭公園、東京都立東京都立コンテナふ頭公園、東京都立みなとが丘ふ頭公園、東京都立京浜島つばさ公園、東京都立京浜島ふ頭公園、東京都立城南島ふ頭公園、東京都立東海ふ頭公園、東京都立芝浦南ふ頭公園、東京都立東海緑道公園、東京都立京浜運河緑道公園、東京都立大井ふ頭緑道公園、東京都立城南島緑道

## ● 東京都告示第四百八十五号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第百七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二条）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の定めるところにより、次とのとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 アメニス海上南部地区グループ  
 (二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設 東京都立大井ふ頭中央海浜公園、東京都立城南島海浜公園、東京都立品川北ふ頭公園、東京都立東京都立コンテナふ頭公園、東京都立みなとが丘ふ頭公園、東京都立京浜島つばさ公園、東京都立京浜島ふ頭公園、東京都立城南島ふ頭公園、東京都立東海ふ頭公園、東京都立芝浦南ふ頭公園、東京都立東海緑道公園、東京都立京浜運河緑道公園、東京都立大井ふ頭緑道公園、東京都立城南島緑道

公園及び東京都立京浜島緑道公園

◎東京都告示第四百八十六号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第百七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徵収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徵収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二年政令第十六号）第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託（この）で告示する。

東京都規則第二百四十二号別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。)の徴収する占用料(東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項及び地方自治法の一部を改正する法律(令和五年法律第十九号)附則第二条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、同令による改正前的地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項及び同法による改正前の地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徵収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時の占用に係る占用料に限る。）の徵収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

● 東京都告示第四百八十九号

東京都営空港条例（昭和三十七年東京都条例第五十三号）別表第一に規定する東京都営空港を使用する者から徵

三 委託施設 東京都立辰巳の森海浜公園、東京都立晴海ふ頭公園、東京都立新木場公園、東京都立春海橋公園、東京都立辰巳の森緑道公園、東京都立夢の島緑道公園、東京都立新木場緑道公園及び東京都立晴海緑道公園

●東京都告示第四百八十七号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第百七号）

◎東京都告示第四百八十八号

東京都海上公園条例  
(昭和五十年東京都条例第百七号)

年政令第十六号 第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

一 委託した相手方

東京都知事 小池百合子

- (一) 名称 八丈島空港ターミナルビル株式会社  
(二) 所在地 東京都八丈島八丈町大賀郷二千八百三十九番地二

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

- 三 委託施設 東京都八丈島空港

● 東京都告示第四百九十号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を受けようとする者、同条第八項に規定する警備員の指導及び教育に関する講習を受けようとする者及び同法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

二号) 附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

二号) 附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

一般社団法人東京都警備業協会

(二) 所在地 台東区東上野一丁目一番十二号

学校法人五島育英会東急 多摩市唐木田三丁目六番地  
自動車学校

株式会社新神戸ドライビングスクール東京事業 五十一年番地

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

● 東京都告示第四百九十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第一百十二条第一項第五号の三に規定する同法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはロ、同法第一百一条の四第二項又は同法第一百一条の七第三項の規定による認知機能検査を受けようとする者及び同法第一百十二条第一項第十三号に規定する同法第一百八条の二第一項第十号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

二号) 附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

二号) 附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

一般社団法人東京都警備業協会

学校法人五島育英会東急 多摩市唐木田三丁目六番地  
自動車学校

株式会社新神戸ドライビングスクール東京事業 五十一年番地

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

● 東京都告示第四百九十二号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第一百十二条第一項第五号の三に規定する同法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはロ、同法第一百一条の四第二項又は同法第一百一条の七第三項の規定による認知機能検査を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

二号) 附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

二号) 附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

一般社団法人東京都警備業協会

学校法人五島育英会東急 多摩市唐木田三丁目六番地  
自動車学校

株式会社新神戸ドライビングスクール東京事業 五十一年番地

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

● 東京都告示第四百九十三号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第一百十二条第一項第五号の三に規定する同法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはロ、同法第一百一条の四第二項又は同法第一百一条の七第三項の規定による認知機能検査を受けようとする者及び同法第一百十二条第一項第十三号に規定する同法第一百八条の二第一項第十号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

二号) 附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

二号) 附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

一般社団法人東京都警備業協会

## ● 東京都告示第四百九十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百十二条第一項第十三号に規定する同法第百八条の二第一項第十号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の定めることにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

## 一 委託した相手方

東京都知事 小池百合子

## 所在地

坂本自動車株式会社  
台東区日本堤二丁目三十六番十号

日の丸総業株式会社 日の丸自動車学校  
大田区西六郷一丁目六番二十号

丸自動車学校

株式会社ラヴィドライビングスクール蒲田  
大田区西六郷一丁目三番十五号

ラヴィドライビングスクール

株式会社コヤマドライビングスクール成城  
世田谷区岡本三丁目四十番二号

コヤマドライビングスクール

株式会社コヤマドライビングスクール二子玉川  
世田谷区三田一丁目六番二十七号

コヤマドライビングスクール

株式会社北豊島園自動車学校  
練馬区春日町四丁目三十七番二十四号

北豊島園自動車学校

株式会社コヤマドライビングスクール石神井  
練馬区谷原一丁目四番四号

コヤマドライビングスクール

## 富士産業株式会社

足立区竹の塚七丁目十二番一号

株式会社足立自動車学校  
足立区東六月町三番一号

株式会社京成ドライビングスクール  
葛飾区高砂五丁目五十四番十号

株式会社シグマ平和橋自動車教習所  
葛飾区東立石一丁目三番十六号

株式会社江戸川自動車教育所  
江戸川区西葛西二丁目十六番十一号

株式会社江戸川自動車教習所  
江戸川区平井五丁目四番三号

株式会社今井自動車教習所  
江戸川区瑞江四丁目四十三番十五号

株式会社トヨタ東京教育センタートヨタドライビングスクール東京  
立川市羽衣町一丁目三番四号

株式会社調布自動車学校  
調布市菊野台一丁目三十四番地一

株式会社マジオネット多摩  
モマジオドライバーズスクール多摩校  
東村山市秋津町三丁目十五番地十八

株式会社コヤマドライビングスクール秋津  
西東京市芝久保町四丁目四番四号

株式会社田無自動車教習所  
西東京市芝久保町四丁目四番四号

## ● 東京都告示第四百九十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十四条第六項（同法第三十二条の二十三において準用する場合を含む。）の規定

に基づく営業所の管理者に対する講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地

方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の定めることにより、次のとおり委託したので告示する。

## ● 東京都告示第四百九十四号

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

## 二 委託期間

東京都知事 小池百合子

所在地

一般財團法人東京都交通安全協会 中野区弥生町二丁目四番十号

## 一 委託した相手方

一般財團法人東京都交通安全協会 中野区弥生町二丁目四番十号

## 二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

令和六年四月一日

八条の二第一項各号に掲げる講習（同項第一号、第十号、



## 一 委託した相手方

東京都知事 小池百合子

## 三 委託の事務を行う施設

(一) 名称 東京都立多摩図書館

(二) 所在地 国分寺市泉町二丁目二番二十六号

(一) 名称 一般財團法人消防試験研究センター  
 (二) 所在地 千代田区霞が関一丁目四番二号 大同生命  
 霞が関ビル十九階

## 二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

## 三 委託の事務を行う施設

(一) 名称 一般財團法人消防試験研究センター 中央  
 試験センター

(二) 所在地 渋谷区幡ヶ谷一丁目十三番二十号

## 告示(教)

## ●東京都教育委員会告示第十三号

東京都立図書館条例(昭和三十九年東京都条例第百十二号)第八条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次とのとおり委託したので告示する。

## 第一 環境株式会社

株式会社宅配  
 東京水道株式会社  
 新宿区西新宿六丁目  
 五番一号  
 文京区本郷四丁目十  
 一番五号  
 港区赤坂二丁目二番  
 十二号

## ●東京都水道局告示第七号

地方自治法の一部を改正する法律(令和五年法律第十九号)附則第二条第四項の規定に基づき、東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程(令和六年東京都水道局管理規程第十四号)による改正前の東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程(平成十年東京都水道局管理規程第十四号)第二条の規定により、定期検針業務を次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

## 一 委託した相手方

東京都水道局長 西山智之

所在地 千代田区九段南四丁目八番八号

## 二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

## 告示(水)

## ●東京都水道局告示第五号

地方自治法の一部を改正する法律(令和五年法律第十九号)附則第二条第四項の規定に基づき、東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程(令和六年東京都水道局管理規程第十四号)による改正前の東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程(平成十年東京都水道局管理規程第十四号)第二条の規定により、定期検針業務を次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

## 一 委託した相手方

東京都水道局長 西山智之

所在地 千代田区九段南四丁目八番八号

## 二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

## ●東京都水道局告示第六号

地方自治法の一部を改正する法律(令和五年法律第十九号)附則第二条第四項の規定に基づき、東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程(令和六年東京都水道局管理規程第十四号)第二条の規定により、定期検針業務を次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

## 一 委託した相手方

東京都水道局長 西山智之

所在地 千代田区九段南四丁目八番八号

## 二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

## 一 委託した相手方

東京都教育委員会

所在地 足立区栗原三丁目十番十九一百五号

## 二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

## 一 委託した相手方

光管財株式会社

所在地 足立区栗原三丁目十番十九一百五号

## 二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

## 一 委託した相手方

東京都水道局長 西山智之

所在地 三鷹市野崎二丁目十九番十四号

## 二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

## 一 委託した相手方

受託者名

所在地

株式会社しんきん情報サービス

港区港南一丁目八番  
二十七号株式会社セブン－イレブン・ジ  
ヤパン千代田区二番町八番  
地八

株式会社ファミリーマート

港区芝浦三丁目一番  
二十一号

株式会社ポプラ

広島県広島市安佐北  
区安佐町大字久地六  
百六十五番地の一

ミニストップ株式会社

千葉県千葉市美浜区  
中瀬一丁目五番地一

山崎製パン株式会社

千代田区岩本町三丁  
目十番一号

株式会社ローソン

品川区大崎一丁目十  
一番二号

## 二 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 告示(下水)

## ● 東京都下水道局告示第二号

下水道技術実習センターに係る貸付料の徴収の事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、同法による改正前の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都下水道局長 佐々木 健

## 一 委託した相手方

(一) 名称 東京都下水道サービス株式会社

(二) 所在地 千代田区大手町二丁目六番三号

## 二 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 公 告

## 支出事務の委託について

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第三条の規定に基づき、東京都水道局支出事務委託に関する規程の一部を改正する規程（令和六年東京都水道局管理規程第十三号）による改正前の東京都水道局支出事務委託に関する規程（平成二十六年東京都水道局管理規程第十号）第二条の規定により、支出事務を次のとおり委託したので公告する。

令和6年4月1日

東京都水道局長 西山智之

## 一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目  
五番一号

## 二 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

発行	東京
電話	○三(五三三二)一一一(代)
便番号	163-8001
定価	一本一箇月
(郵送料を含む。)	三〇円
印刷所	勝美印刷株式会社
電話	○三(三八一二)五二〇一(代)
便番号	113-0001